

令和3年度事業計画

I. 会議関係

会議名	開催予定回数	開催予定月
理事会	2回	6月・2月
評議員会	2回	6月・2月
監事会	1回	5月

II. 事業関係

1 給水装置工事主任技術者試験実施事業

1) 令和3年度給水装置工事主任技術者国家試験事業

水道法に基づき、厚生労働大臣より指定された指定試験機関として給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を下記のとおり行う。

(1) 試験委員会等

試験事務のうち、試験問題の作成及び合否判定等、給水装置工事主任技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に関して、次表のとおり試験委員会等を開催して公正な試験運営を図る。

委員会名	開催予定回数	開催予定月及び業務
試験委員会	2回	5月：作業方針・計画の確認 11月：合否判定
幹事委員会	3回	7月：試験問題案の審議
選定委員会	1回	8月：試験問題の最終審査

(2) 令和3年度給水装置工事主任技術者試験実施事業

- ① 試験予定日 令和3年10月24日(日)
- ② 試験予定地 全国8地区、10試験地
[北海道、東北、関東(3試験地)、中部、関西、中国四国、九州、沖縄]
- ③ 受験予定者数 15,000名(前年度計画15,000名)

試験会場運營業務については、経費の削減を図るため、3地区（北海道・中国四国・沖縄）を直営により実施する。

《喫煙防止対策・無断駐車対策》

試験会場の喫煙防止対策及び周辺の商業施設への無断駐車対策は、引き続き行うこととする。喫煙防止については、受験票に禁煙厳守を明記するとともに、過去に苦情が寄せられた会場については、試験日に警備員を増強して巡視するなど、禁煙防止指導の徹底を図る。無断駐車防止対策については、過去に苦情が寄せられた会場の受験者の受験票に無断駐車厳禁を明記するとともに、周辺の商業施設へ警備員を配置する等の対策を実施する。

《新型コロナウイルス感染対策》

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、感染防止対策を講じた上で試験を実施した。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染状況によっては、必要に応じ感染防止対策を講じて試験を実施する。

感染防止対策としては、受験者に対して予め郵送する受験票等に、体調管理や受験日のマスク着用の徹底とともに、発熱・体調不良の場合には受験を見合わせるなどと呼びかける。試験会場では、受験者及び試験スタッフ全員の検温、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスを確保した座席配置及び窓・扉の開放による換気を実施する。また、試験会場責任者として試験会場に派遣する財団職員は、事前にPCR検査を受けさせて陰性であることを確認する。

2) 給水装置工事主任技術者免状交付受託事業

給水装置工事主任技術者免状交付事務については、給水装置工事主任技術者試験に関連する業務として、厚生労働省から受託する予定である。

2 給水装置工事主任技術者研修等事業

1) 給水装置工事主任技術者研修事業

令和元年10月1日に施行された「改正水道法」により、指定給水装置工事事業者の5年の更新制度が導入され、水道事業者は、その指定更新にあたって給水装置工事主任技術者の研修受講状況を確認することになった。

当財団では、給水装置工事主任技術者に対する研修として、令和元年度よりWebを利用した学習成果判定手法を含むeラーニング研修、及び公益社団法人日本水道協会に後援をいただき、全国管工事業協同組合連合会の協力

のもと各都道府県で行う現地研修会を実施している。

また、現地研修会については、令和2年8月より建築・設備施工管理CPD（技術者の継続教育）制度の研修プログラムとして認定された。

令和3年度においても、eラーニング研修及び現地研修会実施するとともに、研修事業の周知広報を行って受講者の拡大に努める。

《新型コロナウイルス感染対策》

令和元年度から令和2年度において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現地研修会の開催を延期又は見送った地域があった。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染状況によっては、現地研修会の開催に影響を受けるおそれがあるが、現地関係者と協議の上開催する場合には、十分な感染防止対策を講じる。

感染防止対策としては、受講者に対して、予め郵送する受講票に発熱・体調不良による受講見合わせ、マスク着用の徹底を呼びかけるとともに、研修当日提出して頂く健康状態申告書を配布する。会場では、検温、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスを確保した座席配列及び窓の開放による換気を実施する。また、研修責任者として現地に派遣する当財団職員は、事前にPCR検査を受けさせて陰性であることを確認する。

《給水装置工事主任技術者研修テキスト改訂》

令和2年度に発行した給水装置工事技術指針2020に基づいて改訂した給水装置工事主任技術者研修テキストにより実施する。

（1）給水装置工事主任技術者研修

① eラーニング研修

・受講予定者数 3,840名（前年度計画4,360名）

② 現地研修

・受講予定者数 2,560名（前年度計画2,550名）

2）給水装置工事主任技術者証発行事業

給水装置工事主任技術者には、希望に応じて、携帯用顔写真入りの主任技術者証を有償で発行する。

なお、令和元年7月から、主任技術者証の有効期間を5年とし、試験合格から5年未満であること、又は、財団で実施する給水装置工事主任技術者研修を受講したことを主任技術者証の発行条件としている。

- ・ 発行予定者数 9,700名（前年度計画 12,015名）

3 給水装置工事配管技能者養成事業

1) 給水装置工事配管技能検定会事業

水道法施行規則第36条第2号に定める「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成することを目的とし、「給水装置工事配管技能検定会」を実施している。検定会についても、令和2年8月より建築・設備施工管理CPD（技術者の継続教育）制度の研修プログラムとして認定された。

令和3年度においても、公益社団法人日本水道協会及び全国管工事業協同組合連合会に後援をいただき、協力を得て実施する。

また、配管技能検定会を開催していない地域で、主任技術者現地研修会を開催する時には、共催する全国管工事業協同組合連合会支部に新規に「給水装置工事配管技能検定会」を開催していただけるよう働きかけを行う。

《新型コロナウイルス感染対策》

令和元年度から令和2年度において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、配管技能検定会の開催を延期又は見送る地域があった。

令和3年度も新型コロナウイルスの感染状況によっては、配管技能検定会の開催に影響を受けるおそれがあるが、現地関係者と協議の上、開催する場合には感染防止対策を講じる。

感染防止対策としては、受検者に対して予め郵送する受検票に発熱・体調不良による受検見合わせ、マスク着用の徹底を呼びかけるとともに、検定当日提出して頂く健康状態申告書を配布する。会場では、検温、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスを確保した作業配置を行う。また、検定会責任者として現地に派遣する当財団職員は、事前にPCR検査を受けさせて陰性であることを確認する。

《全国標準統合検定の実施見送り》

高密度ポリエチレン管（青ポリ管）の給配水管への普及状況等を踏まえて、従来の全国標準検定とポリエチレン管検定を統合した新たな検定（以下、「全国標準統合検定」）を、令和2年度から3年間の経過措置期間を設けて従来の検定と並行して実施し、令和5年度より「全国標準統合検定」に完全に移行することを計画していた。しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、従来の全国標準検定よりも所要時間の長い「全国標準統合検定」の並行実施は取りやめて、従来の検定のみを実施した。

さらに、「全国標準統合検定」は、使用する会場や必要な資機材等の確保、適切な時間割の設定など、検定会を公正かつ安全に実施するために解決すべ

き課題が依然として残されていることが明らかになった。

そのため、令和3年度以降も「全国標準統合検定」の並行実施を取りやめて従来の検定のみを実施することとし、令和5年度からの「全国標準統合検定」への完全移行も見送り、従来の検定を今後も実施することとする。

併せて、経過措置期間内で現行の「全国標準検定」に合格している者のうち、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）又は青ポリ管のメーカーによる講習を修了し、1年以上の青ポリ管施工実務経験のある者を、「全国標準統合検定」合格者と同等とみなす経過措置についても実施しないこととする。

《全国標準検定の見直し》

今後については、水道給水用ポリエチレン管（青ポリ給水管）の外径寸法が統一されたことから、規格化への動向を踏まえ、現行の「全国標準検定」の実技科目に青ポリ給水管の接合を追加するなど、給水装置工事の幅広い技術力向上及び知識の習得を行うため、現場のニーズに即した検定会の総合的な見直しを行っていく。

（1）給水装置工事配管技能検定会の実施予定

・受検予定者数 計 1,280名（前年度計画1,250名）

（前年度の内訳は、全国標準検定：1,250名、
ポリエチレン管検定：0名）

給水装置工事配管技能検定会の合格者全員に対して、「給水装置工事配管技能者証」を発行する。

・発行予定者数 計 1,088名（前年度計画1,060名）

① 全国標準検定

給水装置工事について2年以上の実務経験を有する者を対象として、配水管の分岐穿孔と3管種の給水管の切断・接合・組立に関する検定を行う。

なお、指定の資格（職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士、同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者等）を取得している場合は、実技課程における3管種の給水管の切断・接合・組立が免除となる。

・受検予定者数 計 1,260名（前年度計画1,250名）

② ポリエチレン管検定（青ポリ管）

青ポリ管の給水装置工事に対応ができる配管技能者を養成するため、全国標準検定合格者を受験資格としてポリエチレン管検定を行う。

・受検予定者数 計 20名（前年度計画 0名）

(2) 給水装置工事配管技能者証の発行

・給水装置工事配管技能者証の合計発行予定者数

・発行予定者数 計 5,060名（前年度計画 1,610名）

① 給水装置工事配管技能検定合格者（合格者）

既に検定に合格している有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行（新規は、平成28年度以前の合格者）、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

・発行予定者数 計 1,240名（前年度計画 1,450名）

② 給水装置工事配管技能資格者（認定者）

水道事業者等が付与した資格であって、給水装置工事配管技能者認定協議会（平成25年3月解散、その後の事務は当財団が引き継ぐ）が認定した資格に該当する有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行する。

令和3年度の技能者証の発行予定者数を前年度に比べて大幅に増やしているのは、希望する認定者に対して有効期限を10年とした技能者証（当初：認定証）の発行を開始した平成13年度から平成15年度にかけて多くの認定者が技能者証の発行を求めたことにより、2巡目の更新時期となる令和3年度の更新希望者数が増大すると予想されるためである。

・発行予定者数 計 3,820名（前年度計画 160名）

4 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発事業

1) 共同研究事業

(1) 埋設給水用ポリエチレン管の経時変化と健全性評価に関する研究

令和2年度には、熊本市内の現場で確認された漏水した給水用ポリエチレン管の健全性評価等を実施した。その内容をもとに、山形大学と日本ポリエチレンパイプシステム協会と共同で、評価項目や他の事業者の事例を追加し、補足部分を加えた同種給水管の健全性評価・更新案を取りまとめる。

2) 調査・研究助成事業

(1) 研究助成事業

給水装置工事技術の開発普及等を目的とし、新たな技術提案に対して研究者または団体を対象に調査研究費の助成を行うもので、令和3年3月中に公募を実施し、外部の有識者で構成する調査研究課題選考委員会で助成対象者及び助成額を決定し、対象者に助成を行う。

(2) 調査事業

① 給水装置工事のデジタル化調査

現行の給水装置工事の申請手続きや施工管理等では、多くの書類を作成する必要がある。しかも、事業者ごとに書類の様式等がバラバラで統一されておらず、複数の水道事業者の下で工事を行う指定工事事業者にとっては、それぞれの手続きに対応するため非常に煩雑な業務が求められている。そのため、業務の簡素化・迅速化や業務量の軽減を目指して、書類様式を統一するとともに、施工管理や台帳作成作業等でデジタル化を進める必要がある。

そこで、令和3年度には、水道の広域連携を進めている地域の水道事業者や管工事組合に対して、成功事例やニーズ等の情報収集調査を行うとともに、必要に応じて条例等に基づく申請手続きに関する問題点など、デジタル化に向けた課題の整理を行う。

調査にあたっては、外部資金の確保も目指すとともに、関係者による検討会を設置して調査の方針や結果の評価について議論する。

② 給水装置工事の技術情報調査

給水装置及びその工事に関する最新の技術情報等を収集し、工事事業者や水道事業者のための現場施工技術情報をまとめる。

調査にあたっては、給水システム協会等の関係者と協議しながら、作業を進める。

3) 普及啓発事業

(1) 機関誌「きゅうすい工事」の発行事業

- ・発行部数 3,400部/回 (年4回)
- ・発行月 令和3年7月・10月、令和4年1月・4月

令和3年度も、引き続き給水装置工事の現場で役に立つ情報提供を目指すとともに、広告掲載企業への継続依頼と新規追加のためにPR活動を適時実施し、機関誌の認知度の向上を目指す。

(2) 給水装置工事に関する参考図書が発行事業

- ① 給水装置工事技術指針2020 (平成31年4月発行)
- ② 給水装置の事故事例に学ぶ (平成23年8月発行、平成27年7月3刷発行)
- ③ 東日本大震災給水装置被害状況調査報告書 (平成28年9月発行)
- ④ 携帯端末用給水装置工事技術指針作成

給水装置工事技術指針2020の現場への携帯性を高めて、適切な工事実施を促進するため、技術指針の内容を一部抜粋して、携帯端末用給水装置工事技術指針(仮称)を作成する。令和3年度中にシステム構築を行い、翌年度上期にダウンロード販売を目指す。

(3) 給水装置普及啓発講演事業等

公益社団法人日本水道協会の地方支部及びブロック協議会等による研修、講演会に積極的に講師を派遣して、地震による給水装置被害報告、給水工事事事故事例、給水装置の基礎知識等に関する講演を行い、給水装置及びその工事の最新技術の普及啓発活動を行う。

5 国際技術協力事業

当財団は、給水装置工事に係る国際技術協力として、平成27年度から公益社団法人日本水道協会が独立行政法人国際協力機構(JICA)より受託し実施しているJICA課題別研修に職員を講師として派遣しているところである。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いJICA課題別研修への講師の派遣依頼はなかったが、今後もJICA等を通じて、講師派遣を含め積極的に国際技術協力に参画する。

6 財団業務のデジタル化

政府は、行政手続きの簡素化、迅速化を推進するため、今後デジタル庁を設置するとともに、印鑑使用を原則廃止する方針を打ち出して関係法令を一部改正した。

このことを受け、当財団においても政府の方針に沿って必要な検討を行い、押印を求めている手続き等について、押印を不要とするよう様式等を改定する。

さらに、財団の業務全体についても、業務・手続きの簡素化、迅速化を図るため、今後順次デジタル化を進めていく。